

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 20 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530047

研究課題名(和文) 国際法上の犯罪に対する主体別の責任法理の新動態

研究課題名(英文) New Movement on the Rules and Principles of the Responsibility for the Crimes against International Law: State Responsibility, Individual Responsibility, and Corporate Responsibility

研究代表者

稲角 光恵 (Inazumi, Mitsue)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60313623

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：国際法上の犯罪に対する国際責任は、国家責任は国家責任法で、個人責任については国際刑事法・国際人道法というように国際法学上の分野を異にし、責任は主体別に適用法規範も責任追及のための裁判機関も別のもので扱われる現状を明らかにした。しかし侵略罪や国家が実行又は加担する犯罪、企業が国家と共同して人権侵害を行う例など、国家・個人・企業といった異なる法主体の責任が密接に関連する状況が想定され、これら責任に関する包括的な検討が必要である。国家責任と個人責任は排他的又は択一的な関係にはなく、一方が他方の代替として現実に利用された例はあるが、併存しうるものと考えられることを本研究では示した。

研究成果の概要(英文)：This study compared the international responsibility of a State, individual, and company, for the crimes against international law. State responsibility and individual responsibility and corporate responsibility are each dealt in the different sphere, namely, international law of State responsibility, international criminal or humanitarian law, and international economic law, respectively. Accordingly, rules and principles to be applied as well as the judicial forums for pursuing the responsibility differ for each actor. However, it is a practical fact that these responsibilities may arise in the same situation, for instance, in the case of aggression, and etc. It is observed that the State responsibility and individual responsibility are not in exclusive relations to each other, and although there are some cases where one is pursued in place of the other, the State and individual responsibility can co-exist at the same time.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際犯罪 国際責任 国際刑事裁判所 国家責任 企業責任 個人の刑事責任

1. 研究開始当初の背景

国家責任に関わる研究は古くから行われており、相当な先行業績が存在する分野である。国家責任条文の草案段階では存在した第19条(国際犯罪に関わる国家責任)が現行の国家責任条文では削除されたように、国家の刑事責任については否定的な見解が多い。しかし、侵略や集団殺害犯罪など、国際法上の犯罪を行った国家が何らかの国家責任を追及されうることが疑う余地はなく、現実近年でも、国際司法裁判所において、ジェノサイド条約適用事件や、コンゴ民主共和国対ルワンダ事件など、集団殺害犯罪といった犯罪行為についての国家責任を追及する事件が国家間紛争として提起されているのである。

他方で、個人の刑事責任を追及するシステムは、ニュルンベルグや極東裁判の先例はありつつも、本格的に整備され国際システムの一環となったのは、1990年代以降であり、国家責任法に比較するならば新しい法といえる。旧ユーゴ国際刑事裁判所やICCといった、各種の国際的な刑事裁判機関が創設され、個人の刑事責任に関わる諸原則が急激な発展を遂げ、新しく国際刑事法を形成しているのである。また、このような国際刑事法の発展を追い風として、新たに、多国籍企業といった企業の責任を追及する国際法の法典化とシステム整備を求める声も大きくなっている。しかしこのような法の急激な発展は、混乱と紛争をもたらしている。国際司法裁判所において、一国の犯罪捜査が原因となって提訴される国家間紛争が増大しているのも、新しい国際法についての理解が諸国間で統一されていないことに一因がある。

そもそも個人の刑事責任については、1990年代以降の急激な国際刑事法の発展の中、判例や実務が先行して形成されており、国際法学全体における位置づけといった理論考察が十分に行われていない。この理論考察が十分に行われていないことが、今日、国際司法裁判所において犯罪に関わる国家間紛争が増大している原因とも考える。国際刑事裁判所など、国際刑事法の分野で新しい判例が積み重ねられる中、個人責任と主権免除や国家責任といった伝統的な国際法上の原則との関係を明確にする必要があると感じられていた。

2. 研究の目的

国際法上の犯罪について責任を有する主体に対しては、責任を追及しうることが国際法上も認められている。しかし実は責任追及の原理の詳細と全体像は、急激に法が発展する中、理論的な分析が未熟の状態に残されている。国家、個人、企業などの主体別に責任がどのように追及されるべきか、また、これ

ら異なる主体の責任の相互関係も明確にする必要がある。そこで、本研究では、犯罪に関わった個人の刑事責任と民事責任に関わる法理と、企業責任の概念の有無に関わる新しい動向を明らかにした上で、国家責任の法理との関係を明らかにすることを試みた。

3. 研究の方法

本研究は、国際法上の犯罪について、国家責任と個人責任(自然人の責任)と企業責任を分析し、主体別の責任法理の違いと相互関係を明らかにすることを目的としていた。

研究は2点を中心に行った。2点とは、(1)個人の刑事責任と企業責任に関わる原理の明確化と、(2)主体(国家、個人、企業)別の国際責任の関係の検証である。この2段階の研究を通じ、国際法上の責任法理の体系化を試みた。

(1)の研究では、個人責任と企業責任に関わる原理を明らかにした。個人の刑事責任と民事責任との関係、企業の刑事責任と民事責任の追及を求める諸学説と判例の検証を行った。また、個人責任と国家責任が重複する状況として、特に国家元首や高官の責任が追及される場面を想定して、適用法規を国家責任と対比させて分析を行った。この分析では、国際司法裁判所において国家元首や政府高官に対する管轄権行使を不服として争う事件が多発していることから、特に公務員の行為について他国の裁判所の管轄権を排除する特権免除の法則を扱った。

(2)の研究では、国家責任の性質に関わる伝統的な国際法の理解を踏まえた上で、国際司法裁判所における国家間紛争などで議論を呼んでいる国家行為論や、国の代表者の特権免除と国家責任との関係、国家の刑事責任に関わる学説などを検証した。

最後に、国際責任全体について検討した。個人責任の法理と国家責任の法理との関係を探った。この最終的な分析を通じて、伝統的な国際法と新しい国際法との相克を映し出すとともに、国際法の体系化の一助となることを試みた。

4. 研究成果

本研究は平成23年度から3年間にかけて研究を行った。

<平成23年度>

研究初年度である平成23年度は、特に国家責任と国家元首の責任追及が国家間紛争となっている国際司法裁判所の係争事件の判決を主に分析対象としつつ、国際的な刑事裁判機関の判決も参考にして検証する計画にあった。しかし判決延期等の理由から国際司法裁判所の判例分析については次年度以降に回すこととし、国際刑事裁判所における

個人責任追及の法理や、平成 24 年度の研究計画を前倒して米国国内裁判所の判例分析を行った。特に国際刑事裁判所で歴史上初めての判決（ルバンガ事件判決）が下されるにあたり、法廷地のハーグに渡航して判決を傍聴し、個人の刑事責任に関わる研究を進めた。また米国国内裁判所の判例を素材として企業責任追及の実体について分析を進めた。

研究の途中成果として、リビアの国家責任とカダフィ氏及び高官の刑事責任を追及する新たな動きを分析した研究ノートを「リビアにおける国際犯罪の処罰に関わる 2011 年の動向 ロッカビー事件からカダフィ裁判まで」と題して金沢法学 54 巻 2 号（2012 年 2 月）に発表した。

<平成 24 年度>

研究 2 年目である平成 24 年度は、1 年目の研究成果の一部を研究論文（「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」）として名古屋大学法政論集に平成 24 年 8 月に公表するとともに、判決が遅れていたために昨年度にできなかった判例分析を通じて個人の刑事責任に関わる国際法諸原則について研究を進めることができた。具体的には、国際刑事裁判所の「ルバンガ事件」判決（平成 24 年 3 月 14 日判決）、シエラレオネ特別裁判所の「テラー事件」判決（平成 24 年 4 月 26 日）、国際司法裁判所における「ドイツの主権免除事件」（平成 24 年 2 月 3 日判決）及び「訴追か引渡の義務に関する問題事件」（平成 24 年 7 月 20 日判決）の分析を行った。国家元首や国家の行為についての責任論の状況について、それぞれの判決での扱いを追った。これらの判例分析から個人の特権免除と国家免除の関係についても探ることを通じて、国家責任との関係について議論を整理する足がかりを築くことができた。研究成果の一部は、平成 24 年 7 月に判例研究（「国際刑事裁判所初のルバンガ事件判決の意義と課題」）を、そして平成 25 年 3 月に研究論文（「外国刑事管轄権からの公務員の免除 国際犯罪は例外となるか」）として金沢法学に公表した。

<平成 25 年度>

研究最終年度は、特に理論的な分析を行った。国際法上の犯罪に関して主体別（国家・自然人・企業）の責任を対比させて分析を行った。以下で主体別に紹介する。

(1) 企業責任

グローバル化した今日において、企業はその経済的規模においても一国の国家予算に匹敵するものもあり、国境を越えた広範囲かつ多方面の活動を通じて社会に多大な影響を与える存在である。その規模と越境的な性質にも関わらず、企業活動は専ら各国の国内法による規制の対象とされ、企業を直接的に規制する国際的な規範は少ないのが現状で

ある。しかし、企業活動が国際的な問題を生じさせる場合もあり、特に多国籍企業による主に途上国での活動において現地住民に対する人権侵害や国際犯罪に該当する事例が明らかになるとともに、国際法による規制と責任追及を求める声が発せられている。企業が人権侵害や国際犯罪を犯し又は環境破壊をもたらしても、国家が加担し又は無関心である状況がある場合には、各国の国内法及び国内制度を通じた国家による統制という既存のシステムでは不十分であると批判されているのである。近年、企業の社会的責任（CSR、Corporate Social Responsibility）が注目されているが、社会的又は倫理的な責任に留まらず、国家による施行や企業自身の自主的規制に依存しない国際法上のシステムの構築が要求されているのである。

この要求を反映した動向として国連で議論された 2008 年の Ruggie 報告書が注目される。同報告書は、「保護・尊重・救済」フレームワーク（“Protect, Respect, Remedy” Framework）を提案した。Ruggie が提唱した指針原則においては、救済措置への被害者のアクセスを高めるべく国家と企業に様々な要求が行われている。国家に対しては、保護する義務の一旦として、自国の領域内又は管轄内で企業による人権侵害が生じた場合に被害者が効果的な救済を求められるよう、司法・行政・立法上の適切な措置を講じなければならず（第 25 原則）、特に国際司法制度において裁判拒否とならないよう法的及び実務的な障害を排除することに努めるべきとしている（第 26 原則）。また、司法制度以外の救済措置も示唆されているのである（第 27 原則～31 原則）。

しかし、企業については、国際法上の企業責任の法理概念自体を疑問視する説もあり、国家責任との関連づけと企業と国家との責任共有（shared responsibility）が唱えられつつも国際的な責任追及システムが整備されるにはほど遠い状態にある。なぜなら、企業に対して人権遵守を義務付け、その義務の履行確保を図るという点においては、ILO を除外して考えるならば、現在の国際人権法には大きな限界がある。国際人権法上の履行確保システムは多々あるが、それらは総じて原則として国家を相手として履行確保を図るものであるからである。したがって、各国の国内裁判所が企業責任の追及の担い手とされている。そのような中、米国国内裁判所では、国際法上の企業責任の追及が大々的に行われていたのであった。米国の国内裁判所は、外国人不法行為請求法（Alien Tort Claim Act）を管轄権の基礎として、国際人権法や国際人道法といった国際法の違反についての企業の民事責任について判断を下してきた。このように国際レベルでのメカニズムが不在であり、各国の国内においても企業責任追及を可能とする環境が不整備である中、域外管轄権を行使する米国の外国人不法

行為請求法に大きな期待が寄せられていたのである。本研究では特に Kiobel 事件や Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy Inc. 事件などの検討を行った。しかし、米国最高裁判所の判決は、外国人不法行為法に基づく管轄権が企業責任を扱うことを否定することにより、その流れを打ち切ったのである。

(2) 個人責任

個人責任の法理は、国際人道法及び国際刑事法の分野に分類され、国家責任法とは一線を画する形で議論され理論構築されているのである。犯罪被疑者個人の刑事責任については、国際的な刑事裁判機関の発展に伴い個人責任の概念が受容され責任追及システムが完備され始めてはいる。

他方で、外国の国内裁判所における責任追及では、国家元首や高官が享有する免除（免責特権）によって裁判管轄権が成立しないため、責任追及の障害となっている。国際法委員会に特別報告者により提出された「外国刑事管轄権からの公務員の免除に関する報告書」では、免除に関するルールを明確化する試みが行われている。特に国際犯罪に関する刑事手続について公務員の免除を認めないとする、免除の例外の有無について諸説存在し、国連国際法委員会においても見解が分かれている。国際法委員会の特別報告者は免除の例外について説得力ある見解は存在しないとの見解を示しているが、免除の例外の存在を主張する学説を根強く支持する者もいる。そのような学説の一つとして、強行規範に違反する行為について免除は認められないとする規範階層理論がある。規範階層理論とは、強行規範（ユス・コーゲンス）に反する場合には免除が適用されないとする説で用いられている理論であり、免除を制限する結論を導くものである。しかし、国際司法裁判所の「国家の管轄権からの免除に関する事件」（ドイツ対イタリア）で、個人の免除ではなく国家免除についてであるが、強行規範違反行為についても国家免除対象となることが認められたため、個人の免除についても規範階層理論を肯定するのが難しくなってきた。

以上のような免除の問題は国際的な刑事裁判機関では公的資格無関係の原則が規程上明文で定められているため生じない。しかし、国際刑事裁判所が国家元首といった政府の高官を訴追していることに対しては、特にアフリカ諸国からの反発がある。アフリカ諸国は、ICCがアフリカの事件のみを扱い、アフリカ諸国の現役の国家元首や政府首長や高官を訴追したことに不満を表明しているのである。

(3) 国家責任と個人責任との関係

国際法学の長い歴史の中で国際責任に関する法理が発展し整備されていったのであ

るが、国際法学においては「国家責任法」という分野名称からも明らかであるように、国際責任を語るときには伝統的にも主要な国際法上の主体であった国家の責任を主軸として検討されてきた。

国家責任については、国家免除といった伝統的な理論から派生する障害に加えて、個人責任や企業責任との関連づけと同時認定が求められつつも、共通した法理の適用が行われておらず、また実際にも国際法上の責任追及手段が分権化している構造から困難であることなど、様々な理論上及び実務上の問題点が明らかになった。

また、異なる法主体の国際責任を包括的かつ体系的に捉えることが国際法の基本書等で行われていない原因の一つは、主体の別に関わらず包括的に国際責任の問題を扱う法廷が存在しないことにあると考えられる。概念の存在自体に争いを生じさせてしまう企業責任はさておき、国家と個人の両方に対して管轄権を有する国際的裁判機関は現存しない。裁判という形で国際責任を追及し処理する国際的な裁判機関は、国家か個人のいずれか一方のみに当事者適格又は被告人資格を認めているのであり、国家責任と個人責任を同時に判示する権限を持たないのである。特に国際法上の犯罪については国家の関与が疑われる場合が多いのであるが、国家責任と個人責任の認定は、同一の事態から生じた事件であっても、異なる裁判所によって行われざるをえない状況にある。例えば旧ユーゴ国際刑事裁判所（International Criminal Tribunal for Yugoslavia, ICTY）は Kristic 事件などの審理において 1995 年に発生したスレブレニツァの虐殺について被告人による集団殺害罪の幫助等の有罪判決を下したが、他方で、同じスレブレニツァの虐殺に関して国際司法裁判所はジェノサイド条約適用事件において、集団殺害罪を防止する義務（ジェノサイド条約第 3 条）の違反がセルビアにあると認定する判決を下したのである。国際司法裁判所の審理では、旧ユーゴ国際刑事裁判所による事実認定等に大きく依拠していた。

以上のように、国際責任については、主体別に国際的な裁判機関が分かれて発展しており、包括的な適用法規と責任追及システムが完備されている状況にはない。もしそのような機関が設立されたならば、外国の国内裁判所で裁判する場合は異なり、国家免除や人的又は事項的免除に基づく裁判管轄権からの免除が問題とされない利点がある。しかし、国際法の現状は適用法規も別とする対応をとっているため困難が生じる。例えば、国家責任に関する法規と個人責任に関する法規が明確に区別されてきたことは、それぞれの主要な国際文書からもうかがうことができる。国家責任条文第 58 条は、国家責任条文が個人責任にいかなる予断を与えるものではない点を明記している。また逆に、

国際刑事裁判所規程第 25 条 4 項は、国際法上の国家責任に影響がないことを定めているのである。

とはいえ、国際法上の犯罪や重大な人権侵害が発生する環境において国家と個人と企業といった異なる国際法主体が関わっている事実を無視し続けることにも問題がある。特に国際刑事裁判所がその規程の改正により「侵略の罪」について審理可能となった今、国家責任と個人責任との関係が将来問題とされうるのである。

国家責任と個人責任とはそれぞれ固有のものであることは、国際司法裁判所が 2007 年のジェノサイド条約適用事件判決において、国家責任と個人責任の二重性は「国際法の不変の要素であり続ける」述べた点でも認められている。また、旧ユーゴ国際刑事裁判所がユーゴスラビアの解体時に生じた国際法上の犯罪について個人責任を認定し処罰を行っていることに加えて、国際司法裁判所においてジェノサイド条約適用事件で国家責任が認定されたように、個人責任と国家責任は必ずしも択一的な関係にはないことは明らかである。

実務を見るならば、国家責任の糾弾を目的としながらも国家責任を追及する手段を欠くため個人責任の追及を代替的に利用される場合が多々行われている。国家責任の追及が困難であるため、個人責任が追及された例がある。アメリカの外国人不法行為法を用いて民事責任を追及した事例がある。また、国家により犯された犯罪の犠牲者達は、責任を有する個人の処罰を求めてベルギーやスペインに普遍的管轄権の行使を促したのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

稲角光恵「国際法上の犯罪に対する国家責任と個人責任と企業責任」金沢法学第 57 巻 1 号(2014 年 7 月)、査読無し、掲載決定。

稲角光恵「国際刑事裁判所(ICC)とアフリカ諸国との確執」金沢法学第 56 巻 2 号(2014 年 3 月)、71-97 頁、査読無し。

稲角光恵「外国刑事管轄権からの公務員の免除 国際犯罪は例外となるか」金沢法学第 55 巻 2 号(2013 年 3 月)、155-180 頁、査読無し。

稲角光恵「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」名古屋大学法政論集 245 号(2012 年 8 月)、561-583 頁、査読無し。

稲角光恵「国際刑事裁判所初のルバンガ

事件判決の意義と課題」金沢法学第 55 巻 1 号(2012 年 7 月)、63-79 頁、査読無し。

稲角光恵「リビアにおける国際犯罪の処罰に関わる 2011 年の動向 ロッカビー事件からカダフィ裁判まで」金沢法学 54 巻 2 号(2012 年 2 月)、1-14 頁、査読無し。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

稲角 光恵(INAZUMI MITSUE)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60313623